

## にぎわいOSAKA商店街ねっと運用指針

### 1 はじめに

にぎわいOSAKA商店街ねっと（以下「商店街メルマガ」という。）は、大阪市メールマガジンシステムを利用し、市民や商店街関係者（以下「市民等」という。）に対して、商店街支援施策、商店街の取組み及びイベント等の情報を提供し、商店街の活性化及び市民等の利便性の向上を目的とするものである。

大阪市メールマガジンシステムは市民等のメールアドレスを取得し、本市側から市民等の情報機器に直接メールを送信するツールであるため、その利用については慎重に取り扱う必要がある。

発信内容や情報の利用等について、無用な誤解や混乱を生まないように、また実りあるコミュニケーションツールとするため、本運用方針を定める。

### 2 情報発信の目的

- (1) 商店街の活性化のため、確実かつ迅速な情報発信を行う。
- (2) 商店街だけでなく、市民生活にも役立つ商店街の情報発信を行う。

### 3 運用ルール

#### (1) 配信時間

原則として月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分まで（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までは除く）とする。

なお、この時間帯以外にも必要に応じて配信する場合がある。

#### (2) 運用管理者

大阪市経済戦略局産業振興部商業担当課長

#### (3) 運用者（投稿者）

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課（商業担当）職員

#### (4) 配信の承認

配信内容は、運用管理者の承認を受けなければならない。

#### (5) 投稿禁止事項

- ア 法令に違反するもの
- イ 公序良俗に反するもの
- ウ 犯罪行為等を誘発するもの
- エ 人権侵害になるもの
- オ 本市、利用者または第三者に不利益を与えるもの
- カ 特定の個人、企業、団体などを誹謗中傷するもの
- キ 本人の承諾なく個人情報や特定・開示・漏えいするもの
- ク 政治活動、選挙活動、宗教活動、その他営利を目的としたもの
- ケ 本市または第三者の著作権、肖像権、その他知的財産権を侵害するもの
- コ 虚偽または著しく事実と異なるもの
- サ 有害なプログラム

シ その他当運用管理責任者が不適切と判断したもの

#### (6) 著作権

ア 商店街メルマガに掲載している個々の情報に関する著作権は、本市または正当な権利を有するものに帰属する。

イ 商店街メルマガの掲載内容について無断で改製することを禁止する。

### 4 運用上の注意事項

#### (1) メールアドレスの管理

会員のメールアドレスは、商店街メルマガを配信するため以外には利用してはならない。

また、外部へ持ち出すこともしてはならない。

#### (2) 商店街メルマガ作成の際の必須項目

##### ア 件名（サブジェクト）

商店街メルマガを配信する際には、当該メルマガであることがわかるように定型の件名（サブジェクト）を利用しなければならない。

##### イ 配信担当の掲載

商店街メルマガを配信する際には、必ず配信担当とその連絡先を掲載しなければならない。

##### ウ 会員登録の変更・解除URLの掲載

商店街メルマガを配信するときは、容易に会員登録内容の変更・解除が行えるように定型フッタ（登録変更・解除用URL）を掲載しなければならない。

#### (3) ユーザID・パスワードの適切な管理

運用管理者及び運用者は、ユーザID・パスワードを適切に管理しなければならない。

パスワードについては、90日間毎に変更を行わなければならない。

#### (4) その他

大阪市メールマガジンシステムにおける運用管理の手引き及び大阪市個人情報保護条例に基づく取扱いをしなければならない。

### 5 免責事項

(1) 運用者は利用者が商店街メルマガの情報をを用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではない。添付するウェブサイトのアドレスについては廃止や変更されることがある。最新のアドレスについては、利用者において確認することとする。

(2) 利用者が商店街メルマガを利用したことにより、または利用できなかったことにより被った損害

(3) 商店街メルマガに関連して生じた利用者間のトラブルまたはその被った損害

(4) 商店街メルマガに関連して生じた利用者と第三者との間のトラブルまたはその被った損害

(5) 上記のほか、商店街メルマガに起因する損害について、本市は一切の責任を負わない。

### 6 運用方針の変更

運用者は、当運用方針を事前に告知なく変更等を行う場合がある。

この運用方針は平成30年5月14日から適用する。